無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年十一月二十一日

一、墳墓等所在地　静岡県浜松市南区小沢渡町一八〇二番地、一八〇三番地

一、墳墓等の名称　不明

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　静岡県浜松市北区江町気賀二五五一番地二六九　木下　正美、静岡県浜松市南区小沢渡町六〇二番地　木下　道弘

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　月隈看護婦家政婦紹介所　月隈看護婦家政婦紹介所　大分県日田市大字友田二〇二六番地一

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第二条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の規定により権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出してください。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年十一月二十一日

大分県日田市大字友田二〇二六番地一

月隈看護婦家政婦紹介所

所長　後藤　公子

債権申出の公告（第三回）

当社（旧パナソニックテレコム株式会社）の規約型企業年金は平成二十四年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号

アイ・ティー・シーネットワーク株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

朝見　正司

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 24 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社アジアックス（ＡＰＴエー・ピー・ティー）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4785号　④株式会社アジアックス　東京都中央区銀座一丁目20番12号安田ビル２階　代表取締役　李衛東　⑤本社営業所　東京都中央区銀座１―20―12安田ビル２Ｆ　⑥平成12年４月21日　⑧平成22年４月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座一丁目20番12号安田ビル２階　株式会社アジアックス　代表取締役　李衛東

Ｂ　①株式会社愛知華友　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―952号　④株式会社愛知華友　名古屋市千種区今池三丁目12番20号　代表取締役　大野葉子　⑤本社営業所　名古屋市千種区今池三丁目12番20号　⑥平成９年11月４日　⑧平成24年10月22日　⑩450万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市千種区今池三丁目12番20号　株式会社愛知華友　代表取締役　大野葉子

Ｂ　①ザ・ビッグトラベルサービス株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1899号　④ザ・ビッグトラベルサービス株式会社　大阪市中央区博労町４丁目６番17号第三丸米ビル313号　代表取締役　芝野正　⑤本社営業所　大阪市中央区博労町４丁目６番17号第三丸米ビル313号　⑥平成９年12月１日　⑧平成24年11月５日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区博労町４丁目６番17号第三丸米ビル313号　ザ・ビッグトラベルサービス株式会社　代表清算人　芝野正

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年 11 月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社みずほトラベル　②第２種旅行業　③兵庫県知事登録旅行業第２―337号　④株式会社みずほトラベル　篠山市北新町48番地20　代表取締役　山中英彦　⑤本社営業所　篠山市北新町48番地20　⑥平成４年２月17日　⑦平成24年10月15日　⑧220万円　⑨1100万円